

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01207

研究課題名（和文）SNSによる刑事事件情報拡散時代における適正な刑事司法の実現についての研究

研究課題名（英文）Research on the realization of fair criminal justice in an era in which criminal case information is spread through social media

研究代表者

淵野 貴生（FUCHINO, Takao）

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：20271851

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：文献調査や弁護士からの聞き取り調査を通じて、SNSにおいては、報道を誤読したり、曲解したりする結果、マスメディア報道よりも格段に深刻に、被疑者・被告人の人格権を侵害したり、有罪の予断を植え付ける効果を有していることが明らかになった。

以上の研究を踏まえ、第一に、少年については、推知報道を全面的に禁止すべきことを提言した。第二に、不法な情報拡散を抑止する法的な制度として、SNS上で情報を拡散する際に顔名での利用を義務付ける制度の可能性およびプロバイダーに対して自動的に関連情報を消去することを義務付ける制度の可能性について探究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果として、SNSを通じた情報拡散によって少年に生じる成長発達権侵害の重大性に鑑み、少年法68条の廃止を明確に提言したことは理論的にも社会的にも大きなインパクトがある。

また、本研究が、顔名での情報拡散の義務付け可能性について行った問題提起は、表現の自由と情報を拡散される者の人権をめぐる議論を格段に進展させる契機となり得るものである。さらに、時の経過を根拠に情報を消去することの権利性を確立していくことは、キャンセルカルチャーに対する対抗理論としても重要な意義を有しており、犯罪被害者保護と情報を拡散される者の社会復帰権の両立可能性についての議論の発展に寄与するものとする。

研究成果の概要（英文）：Through literature research and interviews with defense lawyers, it became clear that SNS reports can be misinterpreted or misrepresented, resulting in a much more serious violation of the personal rights of suspects and defendants and the preconception of guilt than mass media reports.

Based on the above research, I first proposed that reporting the real names of juveniles should be completely banned. Second, I explored the possibility of a legal system to prevent the illegal spread of information, such as a system that requires the use of real names when spreading information on SNS and a system that requires providers to automatically delete related information.

研究分野：刑事訴訟法学

キーワード：SNS 犯罪報道 社会復帰権 適正手続 公平な裁判 表現の自由

### 1. 研究開始当初の背景

ひとたび重大な刑事事件が発生して被疑者が特定されると、マスメディアによる犯罪報道において、被疑者の成育歴や前科、被疑者が取調べで供述した自白の詳細、動機についての心理学者による分析、厳罰要求コメントなどがあふれる。このようなセンセーショナルな犯罪報道は、被疑者・被告人の防御権や公平な裁判所による裁判を受ける権利などの刑事手続上の基本権および、社会復帰権などの人格権を侵害するおそれがある。しかし、従来型のマスメディア報道の場合には、被疑者・被告人に対する権利侵害の構造と報道の自由との調整の在り方について法的・理論的に解明し、その成果を報道機関に対して提言すれば、報道機関自身が自覚的に被疑者・被告人を犯人として断罪しない報道の在り方を模索し、報道指針に取り入れることをある程度期待することができた。ところが、SNS の爆発的広がりによって、報道機関だけに焦点を当てた従来型の負罪的情報の法的統制は機能しなくなりつつある。情報の送り手に限定がなく、そもそも匿名化されているので、法的規制の対象者を特定すること自体が困難であり、自主的規制も期待できない。また、情報発信コストが低廉なために、ネガティブ情報が絶えることなく延々と拡散され続けるという特徴もある。さらに、検索ツールの発達によって情報の受け手が積極的に情報を探索することも容易になった。本課題研究は、このような SNS を通じてあふれる負罪的情報を法的に統制し、発生した刑事基本権侵害および人格権侵害を迅速に救済する必要があるという動機に基づいて取り組まれたものである。

### 2. 研究の目的

本課題研究の第一の目的は、SNS ツールが被疑者・被告人の個人情報や負罪的情報をどのような範囲で、また、いかなる表現方法で拡散しているのか、その実態を正確に把握し、刑事手続上の基本権に SNS がどのような影響を及ぼしているのかについて問題点の理論的・総合的な整理を行うことにある。とくに、SNS に特徴的であるエモーショナルで、被疑者・被告人の人格全体を根本的に貶めるような情報拡散が、被疑者・被告人とされた者の権利保障に及ぼす影響に焦点を当てて、SNS を通じた情報拡散が、公平な裁判所による裁判を受ける権利、防御権、無罪推定原則といった刑事手続上の基本的権利ならびに根源的価値をいかなる意味で阻害するのかを明らかにするところにある。

本課題研究の第二の目的は、SNS 情報が社会に引き起こすエモーショナルな感情が刑事責任を果たし終わった者の社会復帰に及ぼす影響を分析し、SNS による情報拡散と社会復帰権・人格権侵害との関係を理論的に明らかにすることにある。とくに、SNS 上の表現の特徴と、デジタル記録として半永久的に情報が検索可能であるという特徴を踏まえ、表現の対象となる者に生じるさまざまな権利侵害が、表現対象者のライフステージのどの段階において、いかなる意味で生じるのかという点に着目して、SNS による権利侵害の構想を明らかにするところにある。

本課題研究の第三の目的は、SNS 上の表現行為に対する法的規制の可能性と限界を解明することにある。SNS 上の表現に対する法的規制は表現の自由を侵害するおそれもあるため安易な規制は許されない一方で、SNS 上の表現行為は、匿名で、かつ多数の者により集中攻撃的に行われるので(いわゆる炎上と呼ばれる現象である)、法的規制が理論的には可能だとしても、個別の民事損害賠償請求などの従来の方法では、実効的な規制を実現するのは困難という特徴を有する。それゆえ、検索予測サービスやプロバイダーに対する規制など、SNS の特性を踏まえた特有の法規制のあり方を考える必要があった。そこで、本課題研究は、SNS の特性を踏まえた表現の自由の保障のあり方を理論的に再定位し、同時に、SNS の特性を踏まえた実効的な発信規制の法的仕組みを探求することを目的とした。

### 3. 研究の方法

第一に、SNS を通じて拡散される刑事事件情報が被疑者・被告人の刑事手続上の基本権保障や社会復帰権などの人格権保障にどのような影響を与えるのかという点について実態を正確に把握するために、近時に発生した社会的に大きな影響を与えた刑事・少年事件を担当した刑事弁護士・少年の付添人に対して聞き取り調査を行い、事件の具体的推移や刑事・少年手続で具体的に防御上問題となった点に即して、SNS 上の表現による被害の実態を把握し、その法的問題点を整理・分析した。

第二に、匿名性を特徴とする SNS 上の表現においては、被害救済や権利侵害に対する法的制裁を発動するためには、まず発信者を特定する必要がある。また、情報拡散が容易で発信者が多数存在し、かつ拡散のスピードが早いという特徴を有する SNS 上の表現においては、いかに迅速に負罪的情報の削除を実現するかということも課題になる。そこで、インターネット上の名誉毀損や侮辱行為に対する法的救済に集中的に取り組んでおり、プロバイダーに対する発信者情報開示請求や削除請求の具体的方法を熟知している弁護士に対して聞き取り調査を行い、インターネット上の拡散の仕組み、プロバイダーと通信会社との関係、発信者を特定していく方法、削除請求の実効性とコストの問題など、現在の実務的対応の実情について総合的に把握し、法

的・制度的な解決の方向性を定めた。

第三に、SNS 上の表現による被害の実態と被害救済の実情を正確に把握したうえで実効性のある法的救済のための制度を構築するためには、公平な裁判所による裁判を受ける権利、被疑者・被告人の防御権、無罪推定原則などの関連する刑事人権、社会復帰権や少年の成長発達権などの人格権、表現の自由や知る権利などの表現者側の権利のそれぞれについて、現在の議論状況及び議論の結果、到達されている理論水準を確認し、それらとの整合性を図りながら理論を進展させ、具体的な制度を提案する必要がある。そのため、先行研究を幅広く収集し、研究成果を分析した。

また、実証性のある理論・制度を構築するためには、比較法に学ぶことも非常に重要な価値がある。そこでアメリカにおける犯罪報道および SNS に対する法的規制のあり方や、公平な陪審員を選択する方法について、近時の重要なアメリカ連邦最高裁の判例を分析するとともに、アメリカの憲法・刑事法の研究者に対して、判決が出された理論的・社会的背景について聞き取り調査を行った。

#### 4. 研究成果

(1) 第一に、SNS においては、第一次情報をマスメディアから得ていることがほとんどであるが、発信者が報道された情報について正確に読み取ることができずに報道を誤読したり、曲解したりする結果、事実とはかけ離れた情報が事実であるかのように拡散することによって、マスメディア報道よりも格段に深刻に、被疑者・被告人の人格権を侵害したり、有罪の予断を植え付ける効果を有していることが明らかになった。また、研究当初には予測していなかったこととして、市民が被害者の立場で刑事事件に関わることになった場合にも、当該市民が権力批判的な行動を取ると、非難の予先が被害者の立場の市民に向かい、被害者の市民を誹謗中傷し、過去のプライバシーを暴き立てる SNS 表現が集中する結果、被害者としての正当な権利行使までもが阻害されてしまうことも明らかになった。さらに、研究当初には予測していなかったもう一点として、少年法の改正に伴い、推知報道禁止規定が特定少年に対しては適用除外とされたことで、SNS による拡散の対象に重大な非行事件を行ったとされる少年が含まれることになった結果、将来の社会復帰の点だけでなく、SNS で拡散された時点、つまり少年時に成長発達権に対する重大な侵害が発生して、少年が事件と向き合い反省し、健全な成長発達に向けて主体的に取り組む意欲を大きく削いでしまっていることがあきらかになった。

第二に、アメリカにおいては、センセーショナルに報道され、社会的に注目も浴びて SNS でも活発に情報が拡散される刑事事件において、有罪の予断や被告人の属性に対する偏見を持たない公平な陪審員を選択するために、1300 人を超える陪審員候補者を召喚し、100 個にわたる関連質問を行って、候補者をいったん 250 名程度まで絞ったうえで、さらに個別の尋問手続を実施して最終的に陪審員を決定するという徹底した手続が取られるケースさえ存在することが明らかになった。アメリカにおいては、従来、センセーショナルなマスメディア報道がされた刑事事件では、大規模な陪審員選択手続が行われていたが、SNS が発達する以前は、召喚される陪審員候補者は多くても 400 名程度であった。その後メディアが一層発達し多様化したうえに SNS による情報拡散が一般化した現代社会においては、公平な裁判所による裁判を受ける権利を保障することが一層、困難になっており、公正な陪審員を確保するためには、従来の何倍もの候補者を揃える必要があることが明白になった。

第三に、SNS 上でプライバシー情報を拡散されたり、誹謗中傷されたりした当事者が自ら発信者を特定し、さらに負罪情報やプライバシー情報の削除を実現することは、現在の法制度ならびに実務運用を前提にすると、非常に困難であることが明らかになった。まず、発信者を特定するためには、通信会社とプロバイダーに対して発信者情報の開示請求を行わなくてはならないが、プロバイダー責任制限法が改正される前は、それぞれに対して、つまり二段階で請求しなければならず、手続的にも時間的にも多大な負担がかかっていた。この点はプロバイダー責任制限法の改正により、一段階での請求手続が可能になったが、プロバイダーが外国法人であることが多いために、英文でのやり取りをしなければならぬこと、外国法人が外国法に依拠した手続を求めることなどにより、手続的な煩雑さは解消していないことが明らかになった。また、発信者が数百人、数千人単位に及びにもかかわらず、個別的に開示請求・削除請求をせざるを得ないために、この点でも、当事者には過度の時間的・金銭的負担がかかり、法的救済手続の利用を諦めざるを得ないケースが少なくないことも明らかになった。

(2) 本課題研究を進めることで明らかになった問題の実情を踏まえて、本課題研究では、理論的発展につながりうるいくつかの分析および制度提案を行った。第一に、現在の日本の裁判員制度の下では、そもそも裁判員候補者が刑事手続外で有罪の予断を生じさせる情報を得ていることが公平な裁判所による裁判を受ける権利の侵害にあたるおそれがあるという問題意識自体がほとんど存在しない。その結果、裁判員候補者に対して、担当する事件に関してどのような情報を事前に得ているかといった点や、SNS の利用状況などを具体的に質問することはおそらくほとんど行われていない。しかし、アメリカの知見に基づけば、現在の日本の裁判員選任手続は、公平・公正な裁判員を選択できていないおそれが否定できない。アメリカ比較法研究の成果を踏まえて、現在よりも裁判員候補者として呼び出す母数を拡大すること、裁判員候補者に事前に得ている事件情報の中身を具体的に質問すること、弁護士による詳細な質問権を保障することな

どの改革の必要性があることを明らかにすることができた。

第二に、少年については、受刑後の社会復帰の点だけを考慮すれば足りるのではなく、報道時・SNS 拡散時における成長発達権侵害を防止する必要がある一方で、少年の身元を公表することの公共的意義が乏しいことから、推知報道を全面的に禁止すべきことを提言した。特定少年については、改正少年法 68 条によって、公訴を提起された特定少年について推知報道禁止規定の適用が除外されているが、少年に生じる権利侵害の重大性および少年に保障されるべき権利の重要性に鑑み、少年法 68 条の廃止を明確に提言したことは理論的にも社会的にも大きなインパクトがある。

第三に、SNS による情報拡散に対して、情報を拡散された当事者が情報を拡散した当事者を一人一人特定して削除請求をしたり、法的責任を追及することには実効性がないことが明らかになったことを踏まえて、実効的な被害救済および被害防止を実現するためにはあらたなアプローチが必要であることを提起した。まず、不法な情報拡散を抑止する法的な制度として、SNS 上で情報を拡散する際に顕名での利用を義務付ける制度の可能性について検討した。顕名での情報拡散を法的に義務付ければ、名誉毀損表現やプライバシー侵害表現を行うと法的責任を追及されることが確実になるため、それらの表現を抑止する高い効果が見込まれる。しかし、他方で、顕名での情報拡散を義務付けると、たとえば公人や権力機関が行った不正を告発するような正当な表現行為が弾圧される危険もあるから、表現の自由との調整が必須不可欠となる。具体的な調整をどのように行っていくかは今後の課題であるが、顕名での情報拡散の義務付け可能性について行った問題提起は、憲法学をも巻き込んで、表現の自由と情報を拡散される者の人権をめぐる議論を格段に進展させる契機となり得るものである。

(3) また、デジタル記録の特徴である記録の永続性および検索の容易性が、情報拡散の対象となった者を半永久的に社会復帰困難な状況に追い込むという問題への対応として、一定期間経過後、プロバイダー等に対して自動的に関連情報を消去することを義務付ける制度の可能性について検討した。このような方策を支える理論としては、従来、刑法 34 条の 2 に基づく刑の消滅（いわゆる前科抹消）を支える理論的検討の蓄積があり、近年では、憲法学において「忘れられる権利」が提唱され、議論が深められつつある。本課題研究が行った問題提起は、従来の理論的蓄積をさらに発展させ、一定の具体的な制度に結実させようとしたところに大きな意義と学問的インパクトがある。他方で、プロバイダー等に一定の義務を課すことは、プロバイダー等の経済活動の自由を規制することにもなり、また、原発信者の表現の自由に対する侵害にもなり得る。そのため、この提案も表現の自由等との調整が必須不可欠であり、具体的な調整をどのように行っていくかは今後の課題であるが、一定の期間経過を根拠に情報を消去することの法的利益性、権利性を確立していくことは、キャンセルカルチャーに対する理論的な対抗議論としても重要な意義を有しており、負罪的情報拡散による犯罪被害者保護と情報を拡散される者の社会復帰権をどのように両立させていくべきかという点の議論の発展に寄与するところが大きいと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>澁野貴生  | 4. 巻<br>2022-2        |
| 2. 論文標題<br>報道予断の排除と死刑量刑手続 United States v. Tsarnaev, 142 S.Ct. 1024(2022) | 5. 発行年<br>2023年       |
| 3. 雑誌名<br>アメリカ法   | 6. 最初と最後の頁<br>342-348 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                                    | 国際共著<br>-             |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>澁野貴生                                 | 4. 巻<br>2478          |
| 2. 論文標題<br>特定少年に対する「少年の刑事事件」規定の適用除外および推知報道の問題点 | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>判例時報                                 | 6. 最初と最後の頁<br>161-163 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                  | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難         | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件/うち国際学会 0件）

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>澁野貴生                         |
| 2. 発表標題<br>少年法61条の意義と現代的課題              |
| 3. 学会等名<br>近畿弁護士連合会子どもの権利委員会夏期研修会（招待講演） |
| 4. 発表年<br>2023年                         |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>澁野貴生                               |
| 2. 発表標題<br>少年法61条の意義と現代的課題                    |
| 3. 学会等名<br>日本弁護士連合会子どもの権利委員会全国付添人経験交流集会（招待講演） |
| 4. 発表年<br>2024年                               |

|                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 発表者名<br>淵野貴生                   |
| 2. 発表標題<br>18歳・19歳（特定少年）の実名報道について |
| 3. 学会等名<br>憲法理論研究会（招待講演）          |
| 4. 発表年<br>2022年                   |

〔図書〕 計3件

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1. 著者名<br>上田宏和、徳永達哉、茂木洋平、松尾陽、南川文里、新井貴大、石村修、辛嶋了憲、高木康一、松本有平、今枝昌浩、浦川源二郎、高橋雅人、陳韋佑、吉原裕樹、大澤彩、志田陽子、淵野貴生、堀口悟郎、栗島智明、徳永貴志、岡田順太、江藤英樹 | 4. 発行年<br>2023年 |
| 2. 出版社<br>敬文社   | 5. 総ページ数<br>294 |
| 3. 書名<br>多様化する社会と憲法学  |                 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>内田博文、佐々木光明、淵野貴生、福永俊輔、稲田朗子、金尚均、鈴木博康、金澤真理、大藪志保子、岡田行雄、平井佐和子、森川恭剛、櫻庭総、村田和宏、春日勉、森尾亮、内山真由美、雨宮敬博、大場史朗 | 4. 発行年<br>2022年 |
| 2. 出版社<br>日本評論社  | 5. 総ページ数<br>274 |
| 3. 書名<br>市民 と 刑事法 第5版 私とあなたのための生きた刑事法入門  |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

|         |                           |                       |    |
|---------|---------------------------|-----------------------|----|
| 6. 研究組織 | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

|         |         |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|